

平成 30 年定例会
予算常任委員会 年間白書

平成 31 年 4 月

四日市市議会

目次

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 委員会の構成 | P 1 |
| 2. 委員会開催状況 | P 2 ~ P 18 |
| 3. 委員長報告 | P 19 ~ P 67 |

1. 委員会の構成

委員長 早川新平

副委員長 村山繁生

委員 荒木美幸 石川善己 伊藤修一

伊藤嗣也 太田紀子 小川政人

荻須智之 加藤清助 加納康樹

川村幸康 小林博次 笹岡秀太郎

谷口周司 土井数馬 豊田祥司

豊田政典 中川雅晶 中村久雄

中森慎二 日置記平 樋口博己

樋口龍馬 平野貴之 藤田真信

三木隆 三平一良 森康哲

森川慎 諸岡覚 山口智也

2. 委員会開催状況

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年 5 月 22日 (火)

全員協議会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 分科会の設置について

4. 理事会の設置について

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年6月4日(月)

全員協議会室

1. 理事の選任について

2. その他

※配付資料 … 事項書、資料
<会議用システム内のフォルダ> 06_予算常任委員会 — 12_平成30年6月4日

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>

06_予算常任委員会 — 13_平成30年6月定例月議会 — 02_全体会資料 (H30.06.28)

予 算 常 任 委 員 会 審 査 順 序

平成30年6月28日 (木)

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告・質疑

- (1) 総務分科会長報告・報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告・報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告・報告に対する質疑

2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

3. 全体会審査

[審査項目]

※各分科会から上げられた項目はなし

4. 討論・採決

- 議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算 (第2号)
- 議案第9号 平成30年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算

5. 大矢知興譲小学校改築整備事業及び大規模改修事業 (朝明中学校関係分) 附帯決議への対応について

6. その他

(1) 休会中の予算常任委員会について

- 日 程 : 8月7日 (火) 議員説明会終了後
- 項 目 : 附帯決議に係る対応状況について

予算常任委員会 審査順序 (その2)

平成30年6月28日(木)

10:00～ 全員協議会室

3. 全体会審査

(1) 認定こども園整備事業費(神前地区関係部分・基本設計業務委託)について

(2) 管渠布設費(浜田通り貯留管築造工事)について

4. 討論・採決

○議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

○議案第9号 平成30年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算

5. 大矢知興譲小学校改築整備事業及び大規模改修事業(朝明中学校関係分) 附帯決議への対応について

6. その他

(1) 休会中の予算常任委員会について

日 程 : 8月7日(火) 議員説明会終了後

項 目 : 附帯決議に係る対応状況について

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>

06_予算常任委員会 — 13_平成30年6月定例会月議会 — 02_全体会資料 (H30.06.28~)

予算常任委員会 審査順序 (その3)

平成30年6月29日 (金)

10:00~ 全員協議会室

5. 大矢知興譲小学校改築整備事業及び大規模改修事業（朝明中学校関係分）附帯決議への対応について

6. その他

(1) 休会中の予算常任委員会について

日 程 : 8月7日 (火) 議員説明会終了後

項 目 : 附帯決議に係る対応状況について

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ> 06_予算常任委員会 — 14_平成30年8月7日

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年8月7日(火)

全員協議会室

1. 附帯決議に係る対応状況について

2. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>

06_予算常任委員会 — 15_平成30年8月定例会議会 — 02_全体会資料 (H30.09.28)

予算常任委員会 審査順序

平成30年9月28日 (金)

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告

- (1) 総務分科会長報告
- (2) 教育民生分科会長報告
- (3) 都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- (1) 総務分科会長報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告に対する質疑
- (3) 都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

〔審査項目〕

※各分科会から上げられた項目はなし

5. 討論・採決

○議案第29号 平成30年度四日市市一般会計補正予算 (第3号)

6. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>

06_予算常任委員会 – 15_平成30年8月定例会 – 02_全体会資料 (H30.09.28)

予算常任委員会 審査順序 (その2)

平成30年9月28日 (金)

10:00～ 全員協議会室

4. 全体会審査

(1) 中心市街地拠点施設整備事業費について [追加提案]

5. 討論・採決

○議案第29号 平成30年度四日市市一般会計補正予算 (第3号)

6. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>

06_予算常任委員会 — 15_平成30年8月定例会議会 — 04_全体会資料 (H30.10.4)

予算常任委員会 審査順序

平成30年10月4日 (木)

全員協議会室

1. 分科会長報告

- (1) 総務分科会長報告
- (2) 都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- (1) 総務分科会長報告に対する質疑
- (2) 都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

[審査項目]

※各分科会から上げられた項目はなし

5. 討論・採決

○議案第38号 平成30年度四日市市一般会計補正予算 (第4号)

6. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>

06_予算常任委員会 – 16_平成30年11月定例会議会 – 02_全体会資料 (H30.12.17)

予算常任委員会 審査順序

平成30年12月17日 (月)

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告

- (1) 総務分科会長報告
- (2) 教育民生分科会長報告
- (3) 産業生活分科会長報告
- (4) 都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- (1) 総務分科会長報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

- (1) アセットマネジメント基金について [総務分科会]

5. 討論・採決

- 議案第46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算 (第5号)
- 議案第47号 平成30年度四日市市競輪事業特別会計補正予算 (第1号)
- 議案第48号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第49号 平成30年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算 (第1号)
- 議案第50号 平成30年度四日市市介護保険特別会計補正予算 (第1号)
- 議案第51号 平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 議案第52号 平成30年度四日市市水道事業会計第2回補正予算
- 議案第53号 平成30年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算
- 議案第54号 平成30年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算

6. 協議会

- (1) 四日市市総合計画第3次推進計画 (平成29～32年度) 事業ローリングについて
- (2) 行財政改革プラン2017のローリングについて

7. その他

予算常任委員会 審査順序

平成30年12月19日（水）

10:00～ 全員協議会室

4. 全体会審査

- (3) 社会資本整備総合交付金事業費、防災・安全社会資本整備交付金事業費について

5. 討論・採決

- 議案第46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第47号 平成30年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第49号 平成30年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 平成30年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成30年度四日市市水道事業会計第2回補正予算
- 議案第53号 平成30年度市立四日市市病院事業会計第2回補正予算
- 議案第54号 平成30年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算

6. 協議会

- (1) 四日市市総合計画第3次推進計画（平成29～32年度）事業ローリングについて

- (2) 行財政改革プラン2017のローリングについて

7. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>

06_予算常任委員会 — 17_平成31年2月定例会議会 — 03_全体会資料 (H31.03.12～)

予算常任委員会 審査順序

平成31年3月12日（火）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告

- (1) 総務分科会長報告
- (2) 教育民生分科会長報告
- (3) 産業生活分科会長報告
- (4) 都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- (1) 総務分科会長報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

〔審査項目〕

- (1) 地域応急給水栓配備事業費について 〔総務分科会〕
- (2) 基金積立金（アセットマネジメント基金、都市基盤・公共施設等整備基金）及び地方債の補正について 〔総務分科会〕
- (3) 農業センター再整備事業費について 〔産業生活分科会〕

5. 討論・採決

- 議案第 93号 平成31年度四日市市一般会計予算
- 議案第 94号 平成31年度四日市市競輪事業特別会計予算
- 議案第 95号 平成31年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 96号 平成31年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- 議案第 97号 平成31年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 98号 平成31年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 99号 平成31年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第100号 平成31年度四日市市介護保険特別会計予算
- 議案第101号 平成31年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第102号 平成31年度四日市市水道事業会計予算
- 議案第103号 平成31年度市立四日市病院事業会計予算
- 議案第104号 平成31年度四日市市下水道事業会計予算
- 議案第105号 平成31年度四日市市桜財産区予算
- 議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第130号 平成30年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第131号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第132号 平成30年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）
- 議案第133号 平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第134号 平成30年度四日市市下水道事業会計第4回補正予算
- 議案第135号 平成31年度四日市市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第136号 平成31年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第137号 平成31年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算
- 議案第140号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

6. その他

- (1) 平成30年定例会予算常任委員会年間白書について

予算常任委員会 審査順序（その2）

平成31年3月14日（木）

10:00～ 全員協議会室

4. 全体会審査

〔審査項目〕

- (4) 大矢知興譲小学校改築整備事業費について
- (5) 認定こども園整備事業費（神前地区関係部分）について
- (6) 管路の老朽化対策について

5. 討論・採決

- 議案第 93号 平成31年度四日市市一般会計予算
- 議案第 94号 平成31年度四日市市競輪事業特別会計予算
- 議案第 95号 平成31年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 96号 平成31年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- 議案第 97号 平成31年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 98号 平成31年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 99号 平成31年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第100号 平成31年度四日市市介護保険特別会計予算
- 議案第101号 平成31年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第102号 平成31年度四日市市水道事業会計予算
- 議案第103号 平成31年度市立四日市病院事業会計予算
- 議案第104号 平成31年度四日市市下水道事業会計予算
- 議案第105号 平成31年度四日市市桜財産区予算
- 議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第130号 平成30年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第131号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第132号 平成30年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）
- 議案第133号 平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第134号 平成30年度四日市市下水道事業会計第4回補正予算
- 議案第135号 平成31年度四日市市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第136号 平成31年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第137号 平成31年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算
- 議案第140号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

6. その他

- (1) 平成30年定例会予算常任委員会年間白書について

予算常任委員会 審査順序（その3）

平成31年3月15日（金）

本会議終了後 全員協議会室

5. 討論・採決

- 議案第 93号 平成31年度四日市市一般会計予算
- 議案第 94号 平成31年度四日市市競輪事業特別会計予算
- 議案第 95号 平成31年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 96号 平成31年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- 議案第 97号 平成31年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 98号 平成31年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 99号 平成31年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第100号 平成31年度四日市市介護保険特別会計予算
- 議案第101号 平成31年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第102号 平成31年度四日市市水道事業会計予算
- 議案第103号 平成31年度市立四日市病院事業会計予算
- 議案第104号 平成31年度四日市市下水道事業会計予算
- 議案第105号 平成31年度四日市市桜財産区予算
- 議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第130号 平成30年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第131号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第132号 平成30年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）
- 議案第133号 平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第134号 平成30年度四日市市下水道事業会計第4回補正予算
- 議案第135号 平成31年度四日市市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第136号 平成31年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第137号 平成31年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算
- 議案第140号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

6. その他

- (1) 平成30年定例会予算常任委員会年間白書について

※配付資料 … 審査順序

<会議用システム内のフォルダ>

06_予算常任委員会 — 17_平成31年2月定例会議会 — 04_全体会資料 (H31. 3. 18)

予算常任委員会 審査順序

平成31年3月18日 (月)

全員協議会室

1. 分科会長報告

- (1) 総務分科会長報告
- (2) 教育民生分科会長報告
- (3) 都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- (1) 総務分科会長報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告に対する質疑
- (3) 都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

[審査項目]

※各分科会から上げられた項目はなし

5. 討論・採決

- 議案第141号 平成30年度四日市市一般会計補正予算 (第8号)
- 議案第142号 平成31年度四日市市一般会計補正予算 (第2号)

6. その他

3. 委員長報告

予算常任委員会委員長報告（平成30年6月定例月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、おのこのの所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、委員から追加提案のあった、議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算第2号に係る「認定こども園整備事業費（神前地区関係部分・基本設計業務委託）について」、及び、議案第9号 平成30年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算に係る「管渠布設費（浜田通り貯留管築造工事）について」の2項目について、重点的に審査を行いました。順にご報告申し上げます。

1項目めは、認定こども園整備事業費（神前地区関係部分・基本設計業務委託）についてであります。

本件については、委員から、本市の公立幼稚園の適正化計画における当事業の位置付けについて、地域における理解が十分でないと判断されるため、今後の全市的な取り組みに向けて、市の考え方、及び、地域への説明に係る取り組み状況について検証する必要があることから、附帯決議を付すことも視野に全体会において審査すべきであるとの提案があったため、全体会において議論することといたしました。

全体会審査において委員からは、今定例月議会の議案に対する意見募集において、17件もの当事業に対する否定的な意見が寄せられているが、市としてどのように受け止めているのかとの質疑があり、理事者からは、神前地区幼保統合検討委員会――以下、「検討委員会」という――における議論を通じて認定こども園化への方向性について一定の理解をいただいたと考えているが、今回出された市民意見については、説明において丁寧さに欠ける部分もあったと感じており、今後においては丁寧な説明に努めていきたいとの答弁がありました。

これに対し委員からは、当事業の実施に向けて地域の理解を求めるに当たり、当初市からは、全市的に認定こども園化を進めていく計画であり、また、園舎等についても改修は実施せず、現状の環境から大幅な変化は生じないとの説明があったと記憶しているが、検討委員会において検討いただく中で内容に変化が生じたように感じる。保護者の中には、工事期間中の園児への負担を懸念する声もあると聞くが、検討委員会、連合自治会、保護者など、地域において現在の状況を丁寧に説明する中で、多様な意見を出しあい、合意形成を図ることが必要ではないかとの意見がありました。

これを受けて理事者からは、認定こども園化については当初議会で説明した内容をもとに地域でも理解を求めてきた経緯があるが、今回の市民意見が出されたことなどからも、誤解を生じないように、より丁寧な説明をすべきであったと感じている。予算が認められた場合、基本設計を行うことになるが、基本設計においては、地域の意見を踏まえる中で業務を進めていきたいとの答弁がありました。

関連して他の委員からは、協議を実施する対象が複数になると意見の集約が難しくなるため、地域の意見を取りまとめる窓

口となるべきところを考慮しておく必要があると考える。これまで意見を取りまとめた検討委員会がその窓口になるべきと考えるが、どうかとの質疑があり、理事者からは、今後も検討委員会と相談の上、事業を進めることとしたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、地域全体の意見を事業に反映させるためには、地域においても検討委員会に意見を伝える努力が必要ではないかとの意見がありました。

他の委員からは、検討委員会においても、今回の議案に対する意見募集に寄せられた意見について議論いただく機会を設ける必要があるのではないかとの意見があり、理事者からは本年7月にも検討委員会を開催していただけるよう調整したいとの答弁がありました。

2項目めは、管渠布設費（浜田通り貯留管築造工事）についてであります。

本件については、委員から、浜田通り貯留管築造工事における落札後の契約保留・入札参加資格停止に関し、市民生活への影響に鑑み、今後に向け、手続きの妥当性について本市の入札制度とあわせて検証する必要があることから、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきであるとの提案があったため、全体会において議論することといたしました。

全体会審査において委員からは、本市には契約の保留について明文化された規定がないにも関わらず、本事業をリニア中央新幹線の工事を巡る談合事件に関与した企業による落札が決定したのち契約を保留とした理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、談合に関係している企業から逮捕者が出ていること及び落札者の代表構成員が談合を認め課徴金減免制度を通

じて自主申告していると複数の報道機関が報じている状況から、契約の相手方として適切かどうかの判断をするため、契約を保留にしたとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、リニア中央新幹線の工事を巡る談合の報道があった時点で本事業の工期に遅れが生じないように関係する4社に対して入札辞退を促すべきではなかったのかとの質疑があり、理事者からは、4社のうち2社はすでに逮捕者が出ていることにより、入札参加資格停止基準に該当したため、資格停止を決定したが、残る2社については課徴金減免制度を通じて自主申告をしている状況であり、直ちに入札参加資格停止基準に該当しなかったため、捜査の進捗状況を見守る必要があったとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、入札参加資格を認めていた企業に対して落札決定後に契約を保留しているが、本来であれば、契約保留条項を入札開始前に整備して入札参加資格を停止すべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、契約保留条項については、事前に公告する必要があるが、リニア中央新幹線の工事を巡る談合の報道があったものの、逮捕者がでていない状況下においては、本事業における契約保留条項を規定することはできなかった。そして、落札企業と契約締結することの妥当性について捜査の進捗を見極める必要があると判断し、契約を保留したとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、四日市市契約施行規則では、落札後、5営業日以内に契約書の提出を求めているため、市においても速やかに契約を締結すべきではなかったのかとの質疑があり、理事者からは、本市の契約施行規則では、落札者に対しては、業者間の公平性の観点から契約締結の通知を受けた日から5営業日以内に契約書の提出を求めているが、市が5営業

日以内に契約締結しなければいけないという規定ではないとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、本事業について落札決定後、市に契約締結の義務はないのかとの質疑があり、理事者からは、市に契約締結の義務はあるものの、この段階では工事契約の予約が成立したに留まっており、入札の公平性や公正性の観点から、契約を保留にしたとの答弁がありました。

これに対して、他の委員からは、本事業の入札において規定にない契約保留を行ったことについて行政手続きとして問題はないのかとの質疑があり、理事者からは、本事業の契約保留に関しては規定に定めのないものであるが、さまざまな関係法令等を参考にして法的に問題がないと判断し契約保留を行ったとの答弁がありました。

これに対して、他の委員からは、契約の保留、落札決定の取消により工期が遅れが生じた結果、雨水による自然災害が発生した場合は、行政が被害を補償するのかとの質疑があり、理事者からは、雨水による自然災害の発生について行政側に明確に責任がある場合は、補償対象になると考えるが、単に工期が遅れたことによる補償に関しては、現時点で判断できないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、リニア中央新幹線の工事を巡る談合事件と本事業の入札とは直接関係がないため、市民生活への影響を考慮して契約を締結するべきではなかったのかとの質疑があり、理事者からは、地方公共団体は公共工事において入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除を徹底するよう求められていることから、契約保留、落札決定の取消を判断したとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本事業の契約保留、落札決定の取消

について議会が行政行為に瑕疵があると判断した場合は、落札決定の取消が無効になるという解釈でよいのかとの質疑があり、理事者からは、一般的に行政行為に瑕疵があった場合は、無効となり得るが、本件については、適切な判断をしたとの認識をしているとの答弁がありました。

また、委員からは、入札制度における公平性や透明性を担保するため、本市における落札後の保留に係る規定を整備する必要があるとの意見がありました。

全体会審査を行った事項についての報告は、以上であります。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第8号平成30年度四日市市一般会計補正予算第2号及び議案第9号平成30年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算については、いずれも別段異議なく可決すべきものと決しました。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（平成30年8月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、都市・環境の3分科会において、おのこのの所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、全体会において委員から追加提案のあった、中心市街地拠点施設整備事業費（可能性調査検討経費）について審査を行いました。

本件について委員からは、当事業費に係る予算提案については、今年1月の議員説明会以降、所管委員会の協議会及び所管事務調査はもとより議会全体での協議の場を経ておらず、また、積算根拠、スケジュール、調査地点も不明確であり議会への説明が不足していると考えることから全体会で議論すべきとの提案があったため、全体会審査を行うことといたしました。

全体会において委員からは、これまで中心市街地活性化推進方策検討会議において、立地場所について市内4箇所の公有地に関する検討がなされ、その結果をもとに市役所庁舎東側広場を候補地とする中心市街地拠点施設整備基本計画が策定された経緯があるが、今回提案の調査検討においても同じ調査地点が

含まれていることに関し、その趣旨を確認したいとの質疑がありました。

理事者からは、施設整備基本計画において、核となる図書館を初めとする拠点施設に求める機能や規模等が明確になってきたことから、当調査検討においてこれらをベースに、各調査地点においてどのような施設が整備可能であるかを調査しようとするものであるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、現在の総合計画には、公共施設の跡地活用なども視野に入れ、具体的な立地場所選定後に基本構想を策定して行くことが明記されているが、当調査検討においては調査地点が明確に示されていない中で新たに民有地を含めて検討することについて、総合計画との整合性及び今後の検討における考え方について確認したいとの質疑がありました。

理事者からは、総合計画に掲げる方針については尊重すべきものとして捉えている。これまでも民有地活用に係る意見があったことから、次期総合計画策定に当たっては、今後の議論を踏まえる中で民有地を含めた5箇所程度の調査地点において、建物の整備費用及び完成までに要する期間などに係る具体的な内容を提示の上、民有地の土地取得費用に関しては公有地と同じく市の資産となることを考慮する中で、比較検討を行い議論を深めていきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、当調査検討に係る業務委託工期は2019年9月までとなっているが、可能性検討前の調査業務について

は市においても十分実施可能であり、次期総合計画の策定スケジュールにこだわることなく、新図書館の早期整備に向け、今年度末までに調査検討を終えるような工夫が必要ではないかとの意見があり、理事者からは、調査業務については市で実施できるものもあるが、業務の内容・量と現在の市の人員体制等を勘案すると現実的に実施は難しい。新図書館の整備については数十年に一度の事業であり、専門的知識を有する事業者に業務委託する中で調査検討を進めることとしたいが、年度内の完了は難しいものの、少しでも早く調査結果を出すことができるよう努力したいとの答弁がありました。

また委員からは、調査地点の一つである市役所庁舎東広場近傍の私有地について、施設整備に必要な土地の確保は可能であるのか、また、空地以外にも土地を求める可能性はあるのかとの質疑があり、理事者からは、土地の取得については現時点では未確定であるが、整備面積の確保に向けては、空地を中心としつつも周辺部の建物に移転を求めざるを得ないこともあるかと思われる。所有者との用地交渉や移転補償により、事業進捗に時間を要することも想定されるが、時間的な要素も候補地選定に向けた比較検討の一つの要素となると考えているとの答弁がありました。

また他の委員からは、調査地点の一つである鶉の森公園は、緑に恵まれた市民の憩いの場所であり、地域のまちづくりの中心となっているが、今回あえて調査地点に選んだ経緯を確認し

たいとの質疑があり、理事者からは、以前の調査において同公園については調査対象に含まれていたが、緑が失われるなどのマイナス面の評価があったため、候補地から外れた経緯がある。当調査検討においては、近鉄四日市駅西側での施設整備に係る意見があったことを受け、同公園についても調査地点とし、具体的な整備内容を精査する中で、マイナス面の評価も含め総合的に比較検討を実施しようとするものであるとの答弁がありました。

また他の委員からは、調査地点の一つである現在基本構想策定中の近鉄四日市駅広場整備の中での立地の可能性に関しては具体的な場所に係る想定はあるのか、また、業務委託を行うに当たり民有地の土地取得についてはどのように整理しているのかとの質疑があり、理事者からはこれまでに出示された意見も踏まえ、現在整備検討中である近鉄四日市駅西側広場への施設立地の可能性を確認したい。また、民有地についてはある程度取得の可能性があるエリアを市が限定した上で業務委託を行いたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、新図書館の整備検討に当たっては、これまで相当の年数が経過しているが、行政が提案した内容を、市民等からの意見を受け、都度白紙に戻してきた経緯がある。今後の施設整備においては、市が整備費用や立地場所などを明確に示す中で、まちづくりに向け、市民及び事業者等に協力を求めていく姿勢が必要であるとの意見がありました。

また、他の委員からは、平成30年2月定例会月議会の代表質問において、市長からは中心市街地拠点施設整備について議会と十分な議論や検討をするとの答弁に関し、各党派等において個々の意見を聴取したとの説明があったが、議会における公的な会議の場で説明がなされていない以上、市長答弁の趣旨が履行されていると受け取ることはできず、また、今回の予算提案以外でも事業方針の説明に当たり説明が不足しているケースがあると感じているとの意見がありました。

また委員からは、今年1月に示された施設整備基本計画では市役所庁舎東側広場において施設整備を行う場合、完成まで4年半ないし5年程度の期間を要するとの記載があるが、当調査検討を実施後、いつの時点から整備事業の着手ができるのかとの質疑があり、理事者からは、次期総合計画については2020年度からのスタートとなるが、その初年度において関連経費に係る予算を計上し、基本設計へと進んでいきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、新図書館の立地場所については議会においてもさまざまな意見があると思われるが、中心市街地に限定することなく、それ以外の場所も含めて検討する必要があると感じている。これまでの説明において、立地場所を中心市街地とする根拠の一つとして議員政策研究会・新しい図書館を考える分科会の報告書への記載が挙げられているが、当時の同分科会長である委員にその意図を改めて議員間討議により確認し

たいとの意見があり、当該委員からは、理事者の答弁においては同分科会の報告書が提言として引用されるケースがあるが内容としては研究報告の範囲であり、立地場所については、中心市街地以外とする意見もある中で、可能性のある場所の一つとして中心市街地が記載されたものと認識しているとの説明がありました。これを受けて委員からは、同報告書については議員政策研究会全体会において確認された後、市長に提出されたものであるが、中心市街地への立地については、さまざまな意見がある中で検討材料の一つとして加えることを求めたに過ぎないと認識している。同分科会の報告書の趣旨は、市民を巻き込んだ議論を行う中で、日本一市民に愛される図書館をつくることであったと考えているが、今後に向けては中心市街地以外への立地の可能性を含めて検討すべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、施設整備に当たっては中心市街地の活性化に向けた視点も重要であり、近鉄四日市駅北口周辺の商業施設の借り上げや三和商店街も含めて当調査検討を行うべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、当調査検討を行うに当たり、所管分科会で示された施設における機能のあり方や規模の概要に関し、位置づけを改めて確認したいとの質疑があり、理事者からは、分科会において示した資料については市役所庁舎東側広場で検討した場合の一つの目安であり、当調査検討においては、求め

る機能がそれぞれの調査地点において、どのような建物の構造や形状で立地可能であるかなどを精査の上、比較検討を行うものであるとの答弁がありました。

また他の委員からは、当調査検討においては、民有地についても調査地点の対象とされているが、例えば既存図書館の隣地の公園や民有地において新図書館を整備する手法など、これまでの中心市街地を中心とする考え方にとらわれることなく、検討の幅を広げて、真に市民のためになる図書館の整備に向けた検討を望むとの意見がありました。

また他の委員からは、今年1月策定の施設整備基本計画において新たな施設に求める機能や規模の目安が出された中において、必要な土地の面積などについてはある程度想定が可能であり、当調査検討の提案をする前に、行政において候補地の絞り込みや土地取得の検討を行うなど、スピード感をもって事業を進めるべきであったと感じるとの意見がありました。

また他の委員からは、鶉の森公園の利用者数及び周辺住民への新たな施設立地に係る意向調査を行ったことはあるのかとの質疑があり、理事者からは、現時点においてはいずれも実施していないとの答弁がありました。

全体会審査を行った項目についての報告は以上であります。こうした議論を経て、委員からは、議案第29号 平成30年度四日市市一般会計補正予算第3号について、中心市街地拠点施設整備事業費（可能性調査検討経費）を全額減額する修正案が提

出されました。

提案者からは、今年1月に開催された議員説明会以降、所管委員会の協議会等の場で説明がなされておらず、今回の議案提出については、議会への説明責任を果たしてきたものとは言い難く遺憾である。また、予算審査においては必須である積算根拠、事業のスケジュール、調査地点も不明確なままでの提案であり、今回の議案審査における理事者の答弁からは、当初の計画に掲げられていた中心市街地の活性化に最も効果的な場所として市役所庁舎東側広場を選定したとする説明からも揺らぎが生じていると言わざるを得ない。市民の長年の願いである新図書館の整備そのものに反対するものではないが、次期総合計画において新図書館の立地場所、機能、規模を定めていくにあたり、議会、市民、図書館利用者を含めた丁寧な議論が必要であると考えことから、整備事業の再考を求め当事業に係る予算について減額修正を提案するものであるとの説明がありました。

次に、討論においては、一部委員から修正案について、図書館の立地場所に関しては当初の行政からの市役所庁舎東側広場を候補地とする方針に対し、議会から特定の場所だけでなく、複数の候補地を調査の上、提示すべきであるとの意見が出されたことを受け当調査検討費予算の提案に至っている経緯を踏まえ、修正案には反対するとの意見表明がありました。

また他の一部委員からは、例えば、調査地点の一つである鶴の森公園について候補地として適切かを把握するため利用者調

査を行うなどの時間もあつたと思われるが、そのようなことがなされないまま調査地点として選定されたことは理解しがたく、行政において実施すべきことがなされないままの予算提案であると考えることから、修正案に賛成するとの意見表明がありました。

また他の一部委員からは、今回の予算提案に関しては、特定の場所ありきではなく、フラットな視点からの調査を実施することであり、調査を速やかに実施し、複数の選択肢が示された中で今後に向けた議論が必要と考えることから、修正案に反対するとの意見表明がありました。

また他の一部委員からは、所管分科会で出された、市民の利用に最もふさわしい場所となるよう立地場所の選定を行うべきであるとの意見に賛同するものであり、将来に禍根を残さぬよう事業を再考すべきであると考えことから、修正案に賛成するとの意見表明がありました。

また他の一部委員からは、所管分科会の審査においては、候補地の選定に当たり、完成までの時間を含めて検討する旨の説明がなされていないと認識しているが、完成までの時間が立地場所選定の要素となり得るのであれば、おのずと市庁舎東側広場が最有力候補地となることは明白であると考えことから、修正案に賛成するとの意見表明がありました。

また他の一部委員からは、今回の議案提案に際し、議会からの意見をどのように受けとめ提案に至ったのかの説明がなされ

ていない。また、委託業務の内容についても報告書作成以前の調査業務については市において十分実施可能であり、まずは市において速やかに調査を実施した後、業務委託により報告書を作成するといった事業の早期実施を図る姿勢が必要であり、当予算が修正となっても事業のスケジュールに遅れが生じることはないと考えることから、修正に賛成するとの意見表明がありました。

また他の一部委員からは、完成までの時間が候補地の選定要素となることに加え、調査地点についても全体会での質疑を受け追加の説明がなされたが、全体会での議論を踏まえ修正案に賛成するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第29号平成30年度四日市市一般会計補正予算第3号について、さきに述べましたとおり修正案が提出され、採決を行ったところ賛成多数により可決すべきものと決しました。次に、同議案の修正部分を除く原案について採決を行ったところ、全会一致により可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（平成30年8月定例会月議会最終日）

予算常任委員会に付託されました、議案第38号 平成30年度四日市市一般会計補正予算第4号につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務分科会及び都市・環境分科会において詳細な審査を行い、続いて全体会においては、分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告が行われ、両分科会からは、別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告がありました。

これを受け、全体会において審査すべきとする追加提案もなかったことから、本議案について採決したところ、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（平成30年11月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、おのこのの所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、総務分科会から申し送られた、1項目に加え、全体会において追加提案のあった2項目について審査を行うこととしたため、審査項目は合計3項目となりました。

それでは、全体会審査を行った各項目について、順にご報告申し上げます。

1項目めは、アセットマネジメント基金についてであります。

本件について総務分科会長からは、当該予算について採決を行ったところ賛成少数により否決すべきものと決したため、修正すべきものとして全体会審査に送ることとなったとの報告がありました。

全体会審査において委員からは、今後のアセットマネジメント基金の積み立ての見通しを確認する質疑があり、理事者からは、小中学校の建てかえのピークが始まる17年後の2034年度末までに200億円を確保することを目標としており、それまで均等に積み立てを行った場合、毎年15億円程度が必要になると見込んでいるとの答弁がありました。

また他の委員からは、これまで多くの市債を抱える中で多額

の基金積み立てを行ってきたが、預金の利率と市債の支払利息を比較して考えた場合、税収を市債の返済に充てたほうが財政面でのメリットは大きいと判断される。本件についても75億円もの市税収入を全て基金に積み立てるのではなく、一部を市債の償還に充てるほうが財政運営上のメリットがあるのではないかとの質疑があり、理事者からは、設置目的に応じた必要な基金の積み立てと市債の発行抑制を並行して行う中で、長期的な視点に立って財政運営を行っているとの答弁がありました。

また他の委員からは、平成30年8月定例会議会においてアセットマネジメント基金条例の制定議案が可決となっているが、当該議案の審議の際に、市税収入及び基金積立額の見通しに係る具体的な金額が示されなかった理由を問う質疑があり、理事者からは、8月定例会議会の時点ではIT関連企業からの法人市民税の増などが見込まれる中で、具体的な金額に関し県にも照会をかけるなど可能な限り把握に努めたが、確実な情報を得るに至らず、詳細な説明が困難な状況であったとの答弁がありました。

また他の委員からは、将来的な公共施設の更新に向けたアセットマネジメント基金への多額の積み立ては、現在の納税者に行政サービスとして利益を還元するといった視点が欠けており、市民の理解を得ることが難しいのではないかとの質疑があり、理事者からは、今回のような大幅な税収増は非常にまれなケースであり、この機会に最大限の額を積み立てることにより今後の積立額が圧縮され、生み出された財源を必要な行政サービスに充てることにつながるものと捉えているとの答弁がありました。

また、委員からは、将来不足する公共施設更新費用の財源に用途を限ったアセットマネジメント基金ではなく、より自由度

の高い財政調整基金に積み立てることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、財政調整基金については経済事情の変動や災害時等の財源不足をうめるための基金であり、定められた目的以外に取り崩しはできない。また、多額の取り崩しを行った場合、財源不足を基金で補う形となるため実質単年度収支が赤字となってしまう、財政の健全性への疑義につながることから、自由に取り崩すことができる性質の基金とは考えていないとの答弁がありました。

また、委員からは、本件に関しては将来への備えと現在の納税者への行政サービスのバランスについて十分な検討がなされていないと感じており、基金積み立てに当たっては、産業振興施策、道路整備・渋滞対策といった本市の行政課題への対応と併せて提案がなされるべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、アセットマネジメント基金は公共施設の更新費用のために設置する基金であるが、将来の児童数の減少によって市内小中学校で統廃合が起こる可能性があるため、整備費用は想定よりも低く抑えられるのではないのかとの質疑があり、理事者からは、現時点で学校施設の統廃合の方針や公共施設の長期的な更新計画を立てることは困難であるため、一定の前提条件で将来の整備費用を推計しており、実際に統廃合や建てかえとなった場合には、必要に応じて事業費を見直すことになるとの答弁がありました。

また、委員からは、アセットマネジメント基金を積み立てて預金として保有した場合、将来的には貨幣価値の変動によって資産が目減りする可能性があるのではないのかとの質疑があり、理事者からは、基金積立額を上回る市債の債務残高があるため、両者は相殺され、影響は軽減されるものと考えているとの答弁がありました。

これらの質疑を経て担当副市長から、これまでも産業支援や渋滞対策を初めとする道路整備等については一定の予算規模で実施してきた経緯があり、また、30年前、20年前に比べると、この10年間で市債残高を大きく減らすとともに、基金についても特に最近5年間の税収によるところにより、大幅に積み増すことができた。さらに、委員会審査の中でアセットマネジメント基金への積立金を喫緊の行政課題への対応に充てるべきであるとの指摘もいただいているが、仮に2月定例月議会で再度補正予算を計上した場合、現在編成作業が始まっている当初予算議案の後の追加上程となることから、今年度内に事業予算を執行することは事実上不可能であり、基金に計上するしかないものと考えている。よって、今回の提案によるアセットマネジメント基金への積み立てが、市の財政運営上、最も適切であると判断しているので理解願いたいとの答弁がありました。

こうした議論を経て、委員からは、議案第46号平成30年度四日市市一般会計補正予算第5号について、積立金のうち、アセットマネジメント基金相当額を全額減額する修正案が提出されました。

なお、この修正案に対し、他の委員からは、アセットマネジメント基金を全額減額する趣旨を確認する質疑があり、提案者からは、将来不足する公共施設更新費用の財源に用途を限ったアセットマネジメント基金に全額積み立てるのではなく、行政として75億円の活用法について十分に検討した上で再度、平成31年2月定例月議会で予算案を提案すべきと考えているとの説明がありました。

また他の委員から理事者に対し、修正案のとおりアセットマネジメント基金75億円が全額減額修正となった場合の対応について質疑があり、理事者からは、再度検討を行い、平成31年2

月定例月議会において改めて補正予算案を提出することとなる
との答弁がありました。

これを受けて委員からは、今回と異なる内容の予算提案もあり
得るのか、また、基金への積立額が減となった場合はどのような影
響が生じるのかとの質疑があり、理事者からは、今回とは異なる提
案となる可能性はあるが、仮に今年度の積立額が減となった場合、
次年度以降の積立額が増加するなどの影響が想定されるとの答弁
がありました。

また委員からは、当委員会での議論を真摯に受けとめ、当初予
算編成に当たっては、地域の課題、特にインフラ整備に係る行政課
題の解決に向けた予算を組むよう努力することを求める内容の附
帯決議案が提出されました。

この附帯決議案に対し、他の委員から附帯決議案の趣旨を確認
する質疑があり、提案者からは、今議会でアセットマネジメント基
金に75億円全額積み立てることについては了としたいが、当委員
会での議論を踏まえて地域の諸課題の解決に来年度予算の編成で
しっかりと取り組むことを求めるという趣旨であるとの説明があ
りました。

2項目めは、楠地区認定こども園設計業務委託費についてで
あります。

本件については、全体会において委員から、認定こども園整備
事業に係る本年6月定例月議会における予算議案議決時の方針
から変更が生じていることを踏まえ、本件についての市のこれ
までの取り組み状況や今後の方針、地元における理解の状況、
園児への影響等について情報共有及び検証を行い、関連予算の
修正や附帯決議を付すことも視野に全体会において議論すべき
であるとの提案があったため、全体会において議論することと
いたしました。

全体会審査において委員からは、建設工事等にかかる四日市の発注基準において、建築一式工事のうち、新築、改築、増築については、予定価格が1億円以上の工事について、総合評価方式で入札を行うものとしているが、工事内容、施工時期、緊急性等の理由により総合評価方式とすることが不適當な場合を除くと示されている。本件は業者選定に時間を要する総合評価方式を採用することにより当初の開園時期から遅れが生じる結果となっているため、事案の緊急性等に鑑み一般競争入札により工事の早期完了を図るべきであるとの指摘が所管分科会においてなされているが、行政の認識を改めて確認したいとの質疑があり、理事者からは、所管分科会での審査終了後、庁内で本市の発注基準に照らしてどのような取り扱いが適切であるかを、これまでの地元との協議の経緯も十分に受けとめた上で、慎重に検討している状況であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、開園時期の遅れによる子供への影響と法的な定めによるものでない市の基準のどちらを優先するのか、慎重に判断すべきであるとの意見があり、理事者からは、本件については、政策を推進していく重みと工事の発注基準を守ることの必要性を十分に検討する必要があると認識しているが、現時点の状況の中では政策を推進していくことが優先されると考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、総合評価方式では、平成33年4月に開園することができないのであれば、入札方式を変更するのかとの質疑があり、理事者からは、今後平成33年4月の開園に向けて種々検討する中で、総合評価方式を見直さなければ間に合わないということであれば、前向きに検討していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、楠地区における幼稚園、保育園のこ

ども園化について地域から、地元の意向を反映した上での事業の実施を求める要望書が提出されているが、現在までに地元の理解は得られていなかったのかとの質疑があり、理事者からは、楠地区の場合、幼稚園2つと保育園2つの合計4つを1つの認定こども園として進めていくということで、基本的な部分の合意は得られていると理解をしている。楠地区幼保一体こども園検討委員会において当初、平成33年4月を開園目標としていたが、総合評価方式への変更に伴い、平成33年9月の開園スケジュールを伝えた後に要望書が提出されたが、それ以前から何度も議論を重ねてきた経緯があり、今後も地元関係者と引き続き協議を重ねていきたいとの答弁がありました。

3項目めは、社会資本整備総合交付金事業費、防災・安全社会資本整備交付金事業費についてであります。

本件については、全体会において委員から、国庫補助金の減額により減額補正を行うのではなく、アセットマネジメント基金への積立金を充てて事業を行うべきであり、修正や附帯決議を付すことも視野に全体会において議論すべきであるとの提案があったため、全体会において議論することといたしました。

全体会審査において委員から、国庫補助金の減額により、事業予算が大幅に減額補正となる傾向が続いているが、市単独費を投入して事業の進捗を図ることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、国庫補助金の配分状況は厳しい状況にあるが、一部には市単独費により実施している事業もある。国庫補助金事業については、事業を当初に大型化して発注することにより効率化を図ることができるが、2回に分けて発注すると事業実施において現実的に対応が難しい状況にある。今年度は、道路維持修繕費の予算を昨年度よりも増額しており、土木技師の採用難により人員の増加がとどまる状況下においても、職員

のスキルアップ等により、事業実施に向け積極的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、国庫補助金につかないため多くの事業に遅れが生じている現状において、これまでの手法を改め、現実的に事業を進めるための新たな方策を考える時期に来ているのではないかとの質疑があり、理事者からは、これまでは補助制度を適用できる事業については当然活用していくという考え方があったが、今後に向けては、国庫補助事業の対象になり得る規模の事業でも総合計画に位置づける一部の路線については当初から市単独事業として予算付けを行うことや、特定の路線に国庫補助金を重点的に充てることにより事業進捗を図るなど、優先して予算付けを行う路線を峻別し、着実に事業を進めるための方法について、庁内で検討しているとの答弁がありました。

また委員からは、国庫補助金の減額に伴う予算の補正について、現在のタイミングでは市単独費を充てたととしても年度内の予算執行が不可能であることから、国庫補助金の交付決定額に伴う予算減額に対し、市単独費による対応などについて検討の余地が残るよう、議案の提案時期を早めることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、関連予算の提案時期について今後改めて検討したいとの答弁がありました。

また、委員から、それぞれの事業の完成目標期日を明確化し、目標達成に向けた予算配分や人員体制の整備を検討する必要性について、全庁的な課題として認識するべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、国庫補助金の交付決定額に合わせて予算を配分する事業の選定方法を確認する質疑があり、理事者からは、整備進捗状況等の精査をした上で、どの事業に予算を配分することが効果的であるのかを市として判断しているとの

答弁がありました。これを受けて委員からは、現状では予算付けされた路線の結果のみが議案として出されているが、今後については予算配分に係る考え方についても示すべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、国庫補助金の減額により次年度に先送りされることとなった事業については、アセットマネジメント基金の積み立て財源の一部を充て、市単独費により事業進捗を図るべきであるとの意見がありました。

全体会審査を行った事項についての報告は、以上であります。以上の経過により、当委員会に付託されました議案第46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算第5号については、さきに述べましたとおり1件の修正案が提出されましたので、まず、修正案について採決したところ、賛成多数で可決されました。引き続き修正部分を除く原案について採決したところ、別段異議なく可決すべきものと決しました。

その他、議案第47号ないし議案第54号の8議案については、いずれも別段異議なく可決すべきものと決しました。

なお、さきに提出のありました議案第46号平成30年度四日市市一般会計補正予算第5号に対するアセットマネジメント基金に係る附帯決議案については、修正案が可決されたことを受け議決不要となりましたことを申し添えます。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（平成31年2月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、各々の所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会長からの審査報告及び報告に対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、各分科会から申し送られた3項目に加え、全体会において追加提案があった3項目について審査を行うこととしたため、審査項目は合計6項目となりました。

それでは、全体会審査を行った各項目について、まず、議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算に係る4項目についてご報告申し上げます。

1項目めは、地域応急給水栓配備事業費についてであります。

本件について、総務分科会長からは、分科会において、応急給水栓の配備に当たっては、有事における使用に備え、運用マニュアル等の整備が必要であり、担当部局間での調整を十分に図るべきであるなどの議論を経て、委員から全体会審査に送るべきであるとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により、複数の分科会に係る事項として全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

全体会審査において、まず委員からは、今後作成する予定との説明があった地域応急給水栓マニュアル(案)について、

消火栓を開栓する際の機器操作方法や機器設置時の安全確保に係る進入規制等の手順の記載に不備があり、具体的な運用マニュアルとするには内容が不十分ではないかとの意見があり、理事者からは、当マニュアル（案）は今後、自治会及び地区防災組織等の関係者と相談しながら仕上げていく予定であり、実際に配備するまでには指摘事項を反映していきたいとの答弁がありました。

また委員からは、大規模災害発生時の応急給水栓の有効性について質疑があり、理事者からは、発災直後は水道管の破損により使用できない場合も想定されるが、担当部署において水道管の復旧、濁水の解消等の作業を実施し、使用可能なところから順次使っていただくこととなるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、大規模災害発生時においては、応急給水栓よりも地上式の緊急用貯水槽を全市的に配備するほうが効果的ではないのかとの質疑があり、理事者からは、緊急用貯水槽については、配水池等を含め整備を進めてきた経緯があり、現在、発災当初は一人3リットルから10日目には20リットルとして、市民31万5000人分の水を配備するに至ったものである。今後については水道管の耐震化や経年管の更新を優先して取り組んでいきたい。また、緊急用貯水槽を活用した拠点給水、給水車を活用した運搬給水に加えて応急給水栓を配備して、多層化を図っていきたいとの答弁がありました。

また委員からは、停電や断水等においても、地域住民の協力を得て応急給水栓を使用することを想定しているのかとの質疑があり、理事者からは、小規模災害時における応急給水栓の活用については、できる限り上下水道局の職員を派遣し

て活動することを想定しているとの答弁がありました。

また他の委員からは、どのような場合に応急給水栓を地域住民が設置することを想定しているのかなど、上下水道局と危機管理監の認識は十分に共有できているのかとの質疑があり、理事者からは、災害規模によって対応が異なってくるが、部局間で情報共有して調整していきたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、大規模災害発生時における行政職員の対応には限界があるため、有事の際に地域住民が応急給水栓を設置、運用できるようマニュアルの整備と日ごろからの訓練に取り組む必要があると考えるとの意見がありました。

また他の委員からは、応急給水栓マニュアルの作成に当たり、内容の表記などを工夫して女性や高齢者でもわかりやすく取り扱えるように配慮してほしいとの意見がありました。

2項目めは、農業センター再整備事業費についてであります。

本件については、産業生活分科会長から、分科会において委員から、本件については中学校給食センター整備事業費と併せて議論すべき内容であることから、採決を行わずに全体会審査に送るべきであるとの意見があり、分科会の総意により、複数の分科会に係る事項として全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

これを受けて全体会においては、農業センター再整備事業費に中学校給食センター整備事業費を併せて議論することとしました。

全体会審査において、まず、委員からは、中学校給食セン

ター（以下、給食センター）の設置について県地区連合自治会から陳情書が提出されているが、地元との合意がなされているのかとの質疑があり、理事者からは、給食センターの設立自体に反対があるわけではないが、騒音、臭気、交通安全対策等を懸念して陳情書が提出されたと理解している。地域の理解と協力がないうちでの公共事業はあり得ないと考えているため、これまでも数回、自治会関係者を中心に説明してきたが、今後も地域からいただいた意見に関し、技術的に対応可能なものについて、給食センターを設計していく中で取り入れていきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、農業センターと給食センターを一体的に整備することについて、農業センターとしてのメリットの説明はあったが、デメリットについてはどのように捉えているのかとの質疑があり、理事者からは、デメリットとしては、敷地が狭くなることにより従来ほどの面積が確保できなくなる可能性があるが、今後農業センターとして機能を見直す中で、必要な事業等については再整備後の規模でも可能であると考えているとの答弁がありました。

これを受けて他の委員からは、給食センターを農業センターと一体整備するに当たり、防虫・防塵対策の面で対策が必要となると判断されるが、H A C C P ―ハサップ―への対応についてはどの範囲までを想定しているのかとの質疑があり、理事者からは、給食センター1階を調理スペース、2階を研修、見学用等のスペースとして区切って考えており、1階の調理スペースについてH A C C Pの考え方に基づき取り組みを進めていきたいとの答弁がありました。

これに対し委員からは、民間の食品工場においても二重三重の防虫・防塵対策がとられているが、給食センターにおい

ても外気の遮断等について十分に意を配して取り組むことを求めたいとの意見がありました。

また他の委員からは、陳情事項に関し、市の提案と地元の意見に根本的に相違がある部分があるのかについて確認したいとの質疑があり、理事者からは、陳情事項のうち、「旧あがた農業クラブが借り受けていた市有地を含む場所を給食センターの候補地とするか、給食センターを農業センター敷地に建設する場合は、農業センターを旧あがた農業クラブが借り受けていた市有地を含む場所に移転し、給食センターへの安全な進入路を十分確保することを検討すること」といった整備候補地に関する部分に関し、市の整備方針とは異なる内容が上げられている。給食センターの整備自体に反対であるということではないため、条件等の詳細が折り合えば理解いただけるものと考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、今後地元と継続的に協議を行う中で、可能な範囲において地元の意見が最大限反映されるよう努力を行うとともに、議会に対しても丁寧な説明を求めたいとの意見がありました。

また他の委員からは、陳情事項に記載のある子供の安全対策について地域から大幅な道路改修等の要望はあるのかとの質疑があり、理事者からは、道路改修までは話が及んでいないが、現状を調査の上、児童の登下校時における交通安全対策を提案する予定であるとの答弁がありました。

また委員からは、陳情事項に記載のある県地区市民センターに十分な駐車場の確保は、農業センターと給食センターを一体的に整備する場合において可能であるのかとの質疑があり、理事者からは、地域住民が利用できる駐車場を一定台数は用意できるとの答弁がありました。

また委員からは、給食センターの供用開始時期について、スケジュールの工夫等により早める余地はないのかとの質疑があり、理事者からは、平成30年11月の議員説明会後に設計、建設にかかる期間を精査したが、平成35年4月供用開始が最短であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、地元から提案のあった岡山グリーンパーク東側の市有地に給食センターを整備するに当たり、支障はあるのかとの質疑があり、理事者からは、中学校給食については、保護者や市民から早期実施・一斉導入という強い要望を受けて進めてきたものである。提案の場所は、市有地だけでは給食センターを整備する面積がなく、民有地の用地買収が必要となる。給食センターの候補地については、新規の土地取得が不要で早期の事業実施が可能である市有地の中から、大規模な造成工事が必要のない土地から選ぶという考え方により、農業センターの場所を候補地に選定した経緯がある。仮に民有地も対象として方針転換した場合は、全市を範囲として候補地を再選定することからやり直すことになり、事業進捗の遅れや、整備費用の増大の可能性があるとの答弁がありました。

また他の委員からは、地元から提案のあった候補地のみで給食センターを整備するだけの面積が確保できない場合は、地域住民の理解を得るという観点においても複数センター方式への変更についても検討すべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、早期の事業完了を勘案すると基本的な整備方針を転換するべきものではないと考えるが、地元との協議において、すべてを市の方針どおりとすることに固執することなく、地元の理解を得る中で事業を進めるべく妥協

点を見出すことが必要であり、陳情事項にあるように農業センターを地元提案の場所に移し、現在の候補地における給食センター単独での整備も検討すべきではないかとの意見があり、理事者からは、陳情に書かれている内容については、今回の当委員会での指摘を踏まえ、地元としっかり意見交換を行う中で、今後の進め方を協議・検討していきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、農業センターのあり方について一旦立ち止まって再考し、機能充実に向け、市内の実業系高校の人材等の活用、JA等の事業者の協力も求める中で、新たな発想を得る中で取り組みを進めるべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、農業センターで本来行うべきは、農業者の研修及び新たな農業技術の確立といった分野に係る取り組みであり、給食センターの整備とは切り離して、そのあり方を考える中で、地元との協議を進めていく必要があるのではないかとの意見がありました。

3項目めは、大矢知興譲小学校改築整備事業費についてであります。

本件については、平成30年2月定例会月議会において関連事業に係る附帯決議が付され、また、平成30年11月定例会月議会には、予算執行の内容である校舎の全面改築とは異なる教室の増築及び大規模改修を求める請願が採択された経緯がある。このような中、今定例会月議会において予算執行中の事業に対し、債務負担行為の減額補正に係る予算案が示され、事業の方向性を転換する提案がなされたことを受け、今回の提案に至る行政・地元等の関係者・議会の関わりについて検証を行

う中で、今後の行政施策の意思決定に係る市民意見の反映のあり方などについて、附帯決議を付すことも視野に全体会において議論することとしました。

全体会審査において、委員からは、大矢知興譲小学校の将来予想される普通教室不足については、保護者、地域からの強い要望を受けて、校舎の全面改築ではなく、教室の増築及び大規模改修による対応へと行政の方針が変更となったが、四日市市の学校施設整備の考え方を改めて確認したいとの質疑があり、理事者からは、学校施設の長寿命化を図るという考え方で大規模改修を進めている。児童数が恒常的に増加していく場合においてはR C造、一時的な増加であればプレハブ造の増築により、教室不足に対応していくこととなるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、今後の学校施設整備においては、大規模改修により長寿命化を図るという従来の方針のみに捉われることなく、将来の児童生徒数の動向を踏まえる中で、学校の統廃合等についても、ある程度の選択の余地を残す中で検討していくべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、今回、従来全面改築による整備案から方針が変更された理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、全面改築案を保護者及び地元関係者等に説明してきたが、約2年4カ月にわたって運動場が使用できないことに対して一貫して強い反対意見があり、そのような状況下において地域が一つにまとまる中で増築案が示された。さらに、11月定例月議会において普通教室不足に対し、教室の増築及び大規模改修で対応することを趣旨とする請願が採択となったという経緯の中で、今回の提案に至ったものであるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、本件については、これまでも行政から出された方針に関し、地域と都度話し合いながら妥協点を探ってきたものと認識している。今回の一連の経緯については、一旦、子供や四日市市のために最善のものとして提案がなされたものについては一貫した考え方を持つべきであったという思いもあるが、今回の方針転換を受けて、行政の政策決定のプロセスのあり方について、いま一度考えるべきではないかとの意見があり、理事者からは、全面改築案が将来にわたって子供たちの教育環境にとってよりよいとの思いで提案してきたが、現在、在学中の児童の保護者や地域の意見と一致しなかった。教育委員会としては、子供たちのよりよい教育環境を整備するため、今後も地域と十分に協議を行っていききたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、政治的な要因に左右されることなく、地域や子供たちのことを最優先に考えて教育行政として意思決定を行ってほしいとの意見がありました。

4項目めは、認定こども園整備事業費（神前地区関係部分）についてであります。本件については、全体会において委員から、神前地区幼保連携型認定こども園計画内容の見直しを求める請願が提出されている現状に鑑み、地域における理解が十分でないと判断されるため、市の取り組み状況や今後の方針、地元における理解の状況、園児への影響等について再度確認を行い、関連予算の修正や附帯決議を付すことも視野に全体会において議論すべきとの提案があったため、全体会において議論することとしました。

なお、全体会審査冒頭に委員長より、本日、会議開始前に神前幼稚園PTA会長ほか保護者一同より「神前地区幼保連

携型認定こども園計画内容の見直しを求める要望書」が約1700名の署名を添えて議長宛てに提出があった旨報告があり、事務局から、本件については、当市議会の申し合わせに基づき議長がその取扱いを決定の上、全議員にその写しが配付されたものであるとの補足説明が行われました。

本件に関連して、委員からは、要望書の提出先は議長と市長の連名になっているが、内容について把握しているのかとの質疑があり、理事者からは、現段階において、市長宛に当該要望書が提出されているかどうかは確認できておらず、内容についても把握できていないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、神前幼稚園PTA会長などから「計画内容の見直しを求める請願」が提出されていることから、地元における意思統一が十分でなく、また、神前地区幼保統合検討委員会（以下「検討委員会」という）においても、行政に向けた提言書を提出しなければならないという大きな責任を負う中で検討が進められてきた感があり、その意思決定までのプロセスに課題があったと感じている。当初市からは地元に対し、認定こども園を設置するに当たっては、既存園舎をそのまま活用する中で、幼児教育の強化及び待機児童への対応を行っていくとの説明がなされたと捉えているが、そのような説明を経て広く地元の理解が得られたと認識しているため、当初の施設整備案に戻して事業を進めるべきではないかとの意見があり、理事者からは、検討委員会には自治会長を初め、保育園・幼稚園の保護者や有識者にも参画いただいております。その提言書については尊重すべきものと捉えている。また、提言を受けた後、市としても約半年間かけて議論を重ねており、園児の安全面に配慮した職員室の配置や給食の運搬など、最善なレイアウトについて勘案の上、現在の施

設整備案での基本設計に至ったものであるとの答弁がありました。

これに対して、委員から、当初市が示したのは、既存園舎を活用した施設整備案であり、その案が広く地元浸透したこと、また、その後変更された現在の施設整備案に係る議会や地元住民への周知が十分でなく、結果として、請願や要望書が提出される事態に至った責任は行政にもあると考えており、検討委員会に参画していた方々からも、一旦事業を凍結してほしいとの声が出されていることを踏まえ、地元の意向に真摯に耳を傾け、認定こども園化を前に進めていくためにも、一度立ち止まって検討し直すべきではないかとの意見があり、理事者からは、当初示した施設整備案については、既存園舎を活用する考え方の一つとして示したものであり、その後、検討委員会からの提言を受け、庁内でも検討を重ねた結果、現在の施設整備案が最善として提案しているものである。また、検討委員会からは、事業を凍結してほしいとの意向は聞いておらず、これまでも幼稚園・保育園の保護者等に対して機会を捉えて市の考え方を説明してきたが、今後も引き続き丁寧な説明に努めるとともに、反映できる意見については取り入れられるよう努めたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、神前地区こども園は平成34年4月に開園予定となっているが、開園が遅れた場合、どのような影響があるのかとの質疑があり、理事者からは、認定こども園化については、公立幼稚園の適正化計画に基づき、混合クラスでの園運営など、園児の減少が進む中で一定規模の集団を確保すべく行うものであり、神前地区においては、第1次適正化計画に位置づけられていることから、平成34年4月からの開園を目指したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本件については、これまでも地元の理解という視点に重きを置いて議論をしてきた経過があり、基本設計に係る予算の可決を経て、今回の実施設計に係る予算が計上されていること、また、執行部からは今回の施設整備案が最善の手法であるとの提案を受けていることや、今定例月議会において、請願や要望書が提出されているという事実を総合的に勘案し、議会として判断すべき問題であると捉えているとの意見がありました。

また、他の委員からは、今回、請願や要望書が提出されるに至った背景には、検討委員会の中で園児の保護者が意見を出しづらい面もあったと思われることから、今後は保護者意見の把握の仕方についても検討してほしいとの意見がありました。

こうした議論を経て、委員からは、議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算について、認定こども園整備事業費のうち、神前地区関係部分に係る実施設計業務委託費等の全額を減額する修正案が提出され、さらに委員から、認定こども園整備事業費（神前地区関係部分）に関して、施設の改修方針等今後の進め方について、地域の関係団体から市議会に請願が提出されるなど、地域における全般的な理解が得られているとは言い難い状況にあることや、執行部においてもその現状を認識していることを鑑み、当該事業については、地域や関係団体に対し十分な説明を継続して行い、さらなる理解を得るよう努めることを求める内容の附帯決議案が提出されました。

次に、議案第102号 平成31年度四日市市水道事業会計予算に係る管路の老朽化対策についてであります。

本件については、全体会において委員から、管路の老朽化に伴う更新需要が増大しており、早急な対応が求められるところである中、職員の増員を図り、人材の育成を行っていくことを基本として対応していく旨の答弁がなされている。都市整備部なども含め技師の充足状況については全庁的な課題であると考えられるため、職員確保の観点から、複数の部局にまたがるものとして審査すべきであるとの提案があり、全体会において議論することとしました。

全体会において委員からは、今後10年間の第3期水道施設整備計画では、基幹施設の耐震化や経年管路の更新に関し、整備延長の大幅な伸びが見込まれているが、人員が不足する状況下において、計画を進めるためには業務のあり方の見直しを含めた検討を行う必要があるのではないかとの質疑があり、理事者からは、人材面において行政として委託事業者等を牽制し得る技術力を担保しつつ、設計・発注業務のあり方や官民の連携等について検討する中で、施設整備計画の進捗を図りたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、施設整備計画において行政として実施すべき業務が掲げられる中、人員面や業務手法の改善等の課題は明確になっている。この課題に対しては議会も共に検討してくべくものであると考えることから、今後より丁寧な情報発信に努めてほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、上下水道局を含め、不足している技師を確保するための取り組みについて確認したいとの質疑があり、理事者からは、複数回の職員募集の実施、市内の高校への訪問、インターンシップの受け入れ等を実施しているが、十分に技師を採用できている状況には至っていないのが現状である。また、職員の年齢構成から今後の退職者数を想定し、

人材育成期間を見据えて、採用を行っているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、近年、市内の高校から技師の新卒採用がない状況が続いており、民間企業に人材が流れていることが要因と考えられるが、採用試験の時期を早める等の対応はできないのかとの質疑があり、理事者からは、高校生の就職活動の解禁は9月以降である。現状においては、解禁後すぐに採用試験を実施できるように日程を調整しているとの答弁がありました。

また他の委員からは技師の人材育成の期間も考えると、民間企業にすべて業務委託することにより、技師の不足を補えるのではないのかとの質疑があり、理事者からは、一部の業務について民間企業の活用もしていくが、すべてを任せるのではなく、請負者を十分に牽制できる技術力を保持した職員数を確保する中で次世代へとノウハウを伝承しながら、公共工事を実施していきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、人材確保の面で競合する民間企業の待遇や取り組みについて研究はしているのかとの質疑があり、理事者からは、本年3月に働き方改革推進本部を設置する中で、労働環境の改善に向けた検討を始めており、今後民間企業における取り組み等についても研究する中で、本市においても導入が可能なものについては積極的に取り入れていきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、例えば本市においては四日市看護医療大学の学生に対し市内の医療機関に就職することを条件に奨学金を支援する制度を設けているが、技師の募集においても、このような制度の導入について調査・研究を行い、人材の確保を図るべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、民間企業の一部には、市内にある特定の高校から、一定の採用枠を設けて人材を確保しているところもあるが、本市においても取り入れることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、公務員の採用においては、公平性が求められるため、原則、試験制度としており、導入は難しいと認識しているが、他の自治体の事例等について調査したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、測量や管路のメンテナンスにおいて積極的にAIを活用してはどうかとの質疑があり、理事者からは、技術部門のAIを活用した取り組みについて、先進事例等について情報収集をしていきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、技師の採用について中途採用者へ積極的な働きかけはしているのかとの質疑があり、理事者からは、募集区分として新卒者と区別はしていないが、中途採用や転職を希望する方を対象としたウェブサイトへの求人掲載や転職フェア等の参加を通じて広報活動をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、職員採用に関して年齢制限の緩和により、資格や実務経験がある34歳以上の技師でも受験できるよう見直しはできないのかとの質疑があり、理事者からは、昇格などの課題はあるが、技師が不足している現状を鑑みて、年齢の上限について他の自治体の事例も参考に研究したいと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、現在地区市民センター等に配属されている管理職の技師について、技師職が必要な職場に適正に配置すべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、管理職の技師として配置していることから、現場で従事させる

というものではなく、地区市民センター等で土木の知識を活用していくものと考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、喫緊の課題である管路の更新業務がおくれることにより、市民サービスに影響が出ないような人材配置を行うべきであるとの意見がありました。

続きまして、議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算第6号に係る基金積立金（アセットマネジメント基金、都市基盤・公共施設等整備基金）及び地方債の補正について報告いたします。

本件については、総務分科会長から、11月定例会議会においてアセットマネジメント基金に係る予算が減額修正となった経過を踏まえ、全委員で議論を深めるため、分科会の総意により、採決を行わずに全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

委員からは、将来的な公共施設の更新に向けた当基金への積み立ては、将来への備えと現在の納税者への行政サービスのバランスが重要な要素であるが、どのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、将来世代と現役世代の年度間に大きなばらつきが生じる公共施設等の更新費用の負担について統一した基準があるわけではないが、本市の公共施設等総合管理計画における既存の公共施設の耐用年数から判断すると、十数年後から更新が集中することは確実であるため、当基金への積み立てについては長期的なスパンでの想定が必要であると考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、アセットマネジメント基金の積立期間については財政状況に応じて適宜見直していくことが必要であり、総合計画の計画期間が10年となっていることを

考えても、積立期間を10年程度として管理していくべきではないかとの意見があり、理事者からは、既存の公共施設の耐用年数に照らして積立期間を考えており、今後社会情勢が変化する中においても公共施設を維持していくため、長期的スパンに立って運用していきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、当基金については小中学校に限らず、生活インフラも含めて他の公共施設の維持更新への活用についても検討すべきではないかとの意見があり、理事者からは、まずは小中学校を対象に200億円を目標額として積み立てを行うこととしているが、他の公共施設については現時点では維持更新の方針が未確定であるため、方針が決定したのち、所要額等について試算の上、当基金の積立目標額の変更を検討したいとの答弁がありました。

また他の委員からは、当基金への積み立てに当たっては小中学校のハード整備に係る将来推計が示されている一方で、財政調整基金活用の方針における説明において、高齢化による社会保障関連経費の伸びが想定されるとしている中で、推計値が示されておらず、各基金への積立額の妥当性を判断するのが難しいのではないかとの質疑があり、理事者からは、扶助費のようなソフト面に係る事業については、国における試算等を参考に中期的な動向を織り込む中で中期財政収支見通しを作成しているが、市独自の推計値を長期的スパンで試算することは困難であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、法改正や国の制度変更の影響もある中で、長期スパンにおける本市独自の収支の見通しを立てることは難しいと思われるが、本市の財政運営を担い予算案を提案する行政の責任として、少なくとも五、六年から10年程度の推計は必要であると考えたいとの意見がありました。

また他の委員からは、今後、公共施設で修繕や建て替えの必要性が生じた際の財源として、当基金を積立目標額に達する前においても取り崩して充てることはできるのかとの質疑があり、理事者からは、十数年後の公共施設の建て替えピークに向けて、まずは、200億円を目標に積み立てを行っていくが、今後の財政状況により、公共施設の建て替えに必要な財源が不足する場合には、前倒しで活用することもあり得ると考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、当基金において、一定額を積み立てるだけではなく、他に優先すべき政策判断がある場合には、基金積み立てに係る計画を変更し、柔軟に対応していくことはできるのかとの質疑があり、理事者からは、本来、毎年度一定額を積み立てることが望ましいと考えているが、今後の財政状況の変化や事業の実施に当たり、一定額の積み立てができない場合もあると考えている。そのため、本年度の市税収入の一時的な上振れ等により生じた収支差の財源については、最大限、当基金に積み立てることとしているが、今後、年度毎の財政状況に応じて積立額が変わることもあり得るとの答弁がありました。

また他の委員からは、基金積立額が多いことによる国からのいわゆるペナルティのようなものはないのかとの質疑があり、理事者からは、国の平成30年度地方財政対策においては地方における基金残高の増減を理由として地方交付税の削減は行わないということが確認されており、平成31年度地方財政対策においてもそのような議論は出ていないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、税収を基金に積み立てるだけではなく、四日市の地域経済の活性化に活用して税収に結びつけ

るような政策を検討すべきではないかとの意見があり、理事者からは、地域経済の活性化については市としても十分に考えていくべきものと捉えている。平成31年度当初予算においては、特に中小企業に係る対策を重点に置き、人材確保や女性登用促進などに係る中小企業人材確保支援事業費及び中小企業女性就労促進事業費の新設等を通じて、地域の活動主体となる中小企業を支援していきたいとの答弁がありました。

全体会審査を行った項目についての報告は以上であります。

次に、討論においては、議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算に係る農業センター再整備事業費について、一部委員から、地元の連合自治会から「四日市市中学校給食センター設置に際し、地域の意見を十分に尊重し丁寧な説明と対応を求める陳情」が提出されており、議会として地域の意見を尊重した対応が必要であると考えることから、反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算に係る、給食センター整備事業費に関し、中学校給食の導入については早期に実現すべきと考えているが、給食センターを整備する過程において当初から、給食センターを1箇所を整備するという考え方ありきでの説明がされていることに違和感を感じている。配送や積み込みなどに時間がかかることから、食缶方式では輸送中に食材の温度が低下し、味が落ちること。栄養教諭の配置が少なく、食に対する教育が手薄になること。関係車両の増加に伴う住民の負担が大きく、交通安全対策等を求める陳情書が提出されていることなどから、経済効率を優先して議論が十分にされていないと考えるため反対するとの意見表明がありました。

また他の委員からは、さきに提案のあった議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算に対する修正案（認定こども園整備事業費（神前地区関係部分））について、行政から提案されている幼稚園舎を撤去し現保育園舎を活用した一体的な利用が現実的であると認識しているものの、地元からは計画内容の見直しを求める請願や署名活動が行われている状況にあり、それらの意見については真摯に受け止めた上で、より実情に即した実施設計を行っていくべきと考えるため反対するとの意見表明がありました。

また他の委員からは、議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算に対する修正案（認定こども園整備事業費（神前地区関係部分））について、地元の同意を得ることを最優先にしなければ、事業の進捗途中で工事に手戻りが生じてしまうことが危惧されるため賛成するとの意見表明がありました。

また他の委員からは、議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）基金積立金（アセットマネジメント基金、都市基盤・公共施設等整備基金）及び地方債の補正について、理事者による基金等に対する説明内容が、アセットマネジメント基金条例に定める基金の処分に係る規定に合致していないと考えるため反対するとの意見表明がありました。

また他の委員からは、議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）基金積立金（アセットマネジメント基金、都市基盤・公共施設等整備基金）及び地方債の補正について、当委員会の審査の中で、当基金を積立目標額に達する前においても切り崩して事業に充てることはできるのかとの質疑に対し、理事者から公共施設の建て替えが必要な状況において財源が不足している場合には、前倒しで活用する

こともあり得るとの答弁があったことを受け、一定額を積み立てるだけではなく、状況に応じて柔軟に対応していくことが担保されていると認識しているため賛成するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました25議案につきましては、まず、議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算については、さきに述べましたとおり修正案が提出されましたので、まず、修正案について採決したところ、賛成少数により否決されました。引き続き原案について採決したところ、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）については、賛成多数により、その他、議案第94号ないし議案第105号、及び、議案第130号ないし議案第137号、及び、議案第140号ないし議案第142号の23議案については、いずれも別段異議なく可決すべきものと決しました。

そののち、さきに提出のありました、議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算に対する附帯決議案について、採決を行ったところ、認定こども園整備事業費（神前地区関係部分）に係る附帯決議案については、賛成多数により、以下のとおり附帯決議を付すことと決しました。

附帯決議。

認定こども園整備事業費（神前地区関係部分）については、施設の改修方針等今後の進め方について、地域の関係団体から市議会に請願が提出されるなど、地域における全般的な理解が得られているとは言い難い状況にあることや、執行部においてもその現状を認識していることを鑑み、当該事業については、地域や関係団体に対し十分な説明を継続して行い、

さらなる理解を得るよう努めること。

これをもちまして予算常任委員会の審査報告といたします。